

第 1 2 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 3 年 1 2 月 1 7 日(金) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 5 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(2) 議案第 5 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 5 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定について

出席委員

農業委員 8名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
4番	金沢	和則	5番	芳賀	正幸	7番	緑川	喜友
8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重			

農地利用最適化推進委員 1名

17番 味原 孝一

欠席委員 6番 緑川 一男

農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

事務局	事務局長	武藤 伝
	事務局次長兼農地管理係長	吉田 慶司
	書記	矢内 康裕

- ・議 長 本日の出席は9名です。6番 緑川一男委員から欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第12回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、7番 緑川喜友委員 8番 仲田昌勝委員を指名いたします。

(1) 議案第53号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 次に議事に入ります。議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

番号1から番号4につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告します。

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました芳賀正幸委員に報告を求めます。

- ・芳賀正幸委員 農地法第3条1項1番譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇の件を調査した結果を報告します。

12月4日午前8時30分より譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、最適化推進委員福田さん、渡邊さん、私の5人で現地確認を行いました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇〇〇〇に100m行き、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に150m登って〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所です。

地番は〇〇〇〇〇〇〇〇148㎡と〇〇〇〇〇〇〇〇〇2,020㎡の田んぼです。この田んぼは現在休耕しています。譲渡人は高齢のため畑と隣接している譲受人〇〇〇〇に土地売買契約を結ぶことになりました。周りが田んぼと畑ですので特別支障があるとは思えません。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方の審議よろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第53号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続いて農地法第3条第1項番号2を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 農地法第3条第1項番号2の所有権移転調査の結果を報告いたします。

12月1日午前11時から現地で譲渡人〇〇〇〇、最適化推進委員の斎藤英幸さん、南條博さんに立会をいただき私を含めた4人で現地調査を実施いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇畑5筆、田5筆の土地です。

土地の表示は、〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積126㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積584㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積666㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積407㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積48㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積89㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積69㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積260㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積686㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積322㎡。計田5筆2, 518㎡、畑5筆739㎡、合計10筆3, 257㎡です。

譲渡人の住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。譲受人の住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。移転事由は無償贈与による所有権移転です。

当該地は、譲渡人が現在まで水稻、野菜を耕作しておりましたが、高齢となり将来を考え譲受人に耕作を指導・応援することで農地を維持できることから今回の申請となりました。譲受人は野菜・米の収穫物を自家消費や生産物直売所へ出荷する予定です。この案件は現況で農地としての利用であり周辺農地へ与える影響はありません。

以上、調査した結果この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

- ・議 長 審議に入る前に、議案第53号農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する意見決定について4番金沢委員は、申請者の代理人ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により退席を求めます。

(金沢委員退席)

- ・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第53号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

金沢委員の入室を認めます。

(金沢委員入室)

続いて農地法第3条第1項番号3を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 農地法第3条第1項番号3の所有権移転調査の結果を報告いたします。

12月1日午前11時30分から現地で〇〇〇〇、最適化推進委員の斎藤英幸さん、南條博さんに立会をいただき私を含めた4人で現地調査を実施いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇、田3筆の土地です。

土地の表示は、〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積312㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積869㎡、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積400㎡、合計3筆、1,581㎡です。

譲渡人の住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。譲受人の住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。移転事由は無償贈与による所有権移転です。

当該地は、譲渡人の長男が現在まで水稻、野菜を耕作しておりましたが、高齢となり将来を考え耕作人が譲受人に耕作を指導・応援することで農地を維持できることから、今回の申請となりました。譲受人は野菜・米の収穫物を自家消費や生産物直売所へ出荷する予定です。この案件は現況で農地としての利用であり周辺農地へ与える影響はありません。

以上、調査した結果この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

くお願いします。

- ・議 長 審議に入る前に、議案第53号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について4番金沢委員は、申請者の代理人ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により退席を求めます。

(金沢委員退席)

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第53号 農地法第3条第1項番号4について承認するものと決定いたします。

金沢委員の入室を認めます。

(金沢委員入室)

(2) 議案第54号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 続いて、議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局次長 (議案朗読)

農地法第5条1項番号1についてですが事業計画者は住宅分譲用地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

農地法第5条1項番号2についてですが事業計画者は共同住宅敷地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

- ・議 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項番号1の農地転用の件を調査した結果を報告いたします。

令和3年12月1日午前10時30分から、申請地で〇〇〇〇、〇〇〇〇、吉田事務局次長、矢内主事、斎藤英幸推進委員、南條博推進委員、私を含めた7人で現地調査いたしました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇に約300mの〇〇〇〇〇〇〇〇の土地で、〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積1,151㎡と〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、地積953㎡です。

譲受人住所は〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。譲渡人住所は〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇と、〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。住宅分譲用地として所有権移転に伴う転用許可申請です。

申請理由としては、当地区における宅地需要が多いことと比較的安価な分譲地需要に応えるため当該地申請となりました。

土砂流出防止のため、宅内は山砂を転圧し、位置指定道路はアスファルト舗装することにより土砂の流出を防ぎます。生活雑排水は合併処理を設置し位置指定道路東側を經由し町道側溝に放流します。また、敷地東側・北側は町道、西側は宅地、南側は水路であり、周辺農地に及ぼす影響はありません。

以上調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしくお願ひします。

・議長 只今報告のありました、農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第54号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第5条第1項番号2の農地転用の件を調査した結果を報告します。

令和3年12月1日午前10時から申請地で〇〇〇〇、〇〇〇〇、吉田事務局次長、矢内主事、最適化推進委員の斎藤英幸さん、南條博さんと私を含めた7人で現地調査いたしました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇に約300mの土地で、〇〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、合計面積628.92㎡の土地です。申請事由としては、共同住宅敷地としての使用貸借権設定に伴う申請です。

被設定人は〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。設定人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。

申請理由は、被設定人は〇〇〇〇ですが、今後の営農継続を考えると、安定した農外収入が必要と考え、また父のアパート経営は満室が続いており、当該地域での潜在的需要があると考え今回の申請となりました。

污水雑排水は合併浄化槽を設置し、浄化排水は敷地南側の既存排水側溝に接続放流します。雨水については敷地内に側溝を新設し、敷地南側の既存排水側溝に接続放流します。近隣は宅地化され、周辺に農地はなく農地に係る営農条件に支障を及ぼすことはありません。

以上、調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のありました、農地法第5条第1項番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第54号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第55号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局次長 (議案朗読)

・議 長 只今説明のありました農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する意見決定について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の諮問に対する

意見決定について承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後1時45分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和3年12月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 7番

_____ 8番